



鳥取県公報

平成16年10月19日(火)
号外第156号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(77)(県民生活課).....	1
企業局管理規程	鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程(6)(総務課).....	6

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者の届出に係る様式等を定めるほか、所要の様式の整備を行うこととした。(第2条~第3条の2、様式第1号~様式第3号の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第77号

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(クリーニング所開設届出書等の様式)</p> <p>第2条 省令第1条の3第1項に規定する届出書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>2 省令第1条の3第2項に規定する届出書は、様式第1号の2によるものとする。</p> <p>(クリーニング所の開設等に係る届出事項の変更等の届出手续)</p> <p>第3条 法第5条第3項の規定による届出は、変更の場合にあっては様式第2号による届出書を、廃止の場合にあっては様式第3号による届出書を提出しなければならない。</p> <p>(クリーニング所営業者等の地位承継届出書の様式)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング所開設届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>届出者 氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>収入証紙 はり付け欄</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クリーニング師 である従事者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p> <p>様式第1号の2(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">無店舗取次店営業届</p> <p style="text-align: center;">職 氏名 様</p> <p>無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p>	略	クリーニング師 である従事者	略	略	<p>(クリーニング所開設届出書の様式)</p> <p>第2条 省令第1条の2第1項に規定する届出書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(クリーニング所開設届出事項の変更等の届出手続)</p> <p>第3条 法第5条第2項の規定による届出は、変更の場合にあっては様式第2号による届出書を、廃止の場合にあっては様式第3号による届出書を提出しなければならない。</p> <p>(クリーニング所営業者地位承継届出書の様式)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング所開設届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>届出者 氏 名</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>収入証紙 はり付け欄</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クリーニング師 である従業者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p>	略	クリーニング師 である従業者	略	略
略									
クリーニング師 である従事者	略								
略									
略									
クリーニング師 である従業者	略								
略									

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

無店舗取次店の名称			
業務用車両の自動車登録 番号又は車両番号			
車両の保管場所			
営業区域			
営 業 者	本籍		
	住所		
	氏名 又は 名称		
	生年 月日		
無店舗取次店の従事者数 名			
で あ る 従 事 者 の 師	本籍	住所	フリガナ 氏名
	生年 月日	登 録 番 号	登 録 年 月 日
		第 号	
		第 号	
業務用車両の構造の概要		別添のとおり	
クリーニング業法第3条第 3項第5号に規定する洗た く物を取り扱うか否かの別			
営業開始予定年月日		年 月 日	

添付書類 業務用車両の構造を明らかにした図面又は
写真(前後左右4方向から写したもの)

様式第2号(第3条関係)

クリーニング所開設(無店舗取次店営業)届出事項変更
届

職 氏名 様

クリーニング所の開設(無店舗取次店営業)届出事
項に変更を生じたので、クリーニング業法第5条第3
項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名

様式第2号(第3条関係)

クリーニング所開設届出事項変更届

職 氏名 様

クリーニング所の開設届出事項に変更を生じたので、
クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のと
おり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出者 氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

開設(営業)届出年月日		年 月 日
クリーニング所 (無店舗取次店)	名 称	
	所在地 (車両 の保管 場所)	
略		

添付書類

- 1 クリーニング所の構造又は設備を変更した場合
にあっては、変更後の構造又は設備の状況を明ら
かにした図面
- 2 無店舗取次店の業務用車両を変更した場合にあっ
ては、前後左右4方向から写した当該車両の写真
又は当該車両の構造を明らかにした図面

様式第3号(第3条関係)

クリーニング所(無店舗取次店)廃止届

職 氏名 様

次のとおりクリーニング所(無店舗取次店)を廃止
したので、クリーニング業法第5条第3項の規定によ
り届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

開設(営業)届出年月日		年 月 日
クリーニング所 (無店舗取次店)	名 称	
	所在地 (車両 の保管 場所)	
略		

添付書類 クリーニング所の場合にあっては、クリー
ニング業法第5条の2の確認を受けたことを
証する書類

様式第3号の2(第3条の2関係)

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

開設届出年月日		年 月 日
クリーニング所	名 称	
	所在地	
略		

添付書類 構造又は設備を変更した場合にあっては、
変更後の構造又は設備の状況を明らかにした
図面

様式第3号(第3条関係)

クリーニング所廃止届

職 氏名 様

次のとおりクリーニング所を廃止したので、クリー
ニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

開設届出年月日		年 月 日
クリーニング所	名 称	
	所在地	
略		

添付書類 クリーニング業法第5条の2の確認を受け
たことを証する書類

様式第3号の2(第3条の2関係)

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継届

職 氏名 様
 相続(合併・分割)により営業者の地位を承継した
 ので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定によ
 り、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 フリガナ
 届出者 氏 名
 (法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名)
 生年月日
 電話番号

開設(営業)届出年月日		年 月 日
クリーニング所 (無店舗取次店)	名 称	
	所在地 (車両 の保管 場所)	
無店舗取次店の場合にあって は自動車登録番号又は車両番 号		
略		

添付書類

- 1 相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者¹にあっては、戸籍謄本(相続人が2人以上ある場合には、届出者が営業者の地位を承継することについての相続人全員の同意書を添付すること。)
- 2 合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者²にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本
- 3 分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者³にあっては、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

クリーニング所営業者地位承継届

職 氏名 様
 相続(合併・分割)により営業者の地位を承継した
 ので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定によ
 り、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 フリガナ
 届出者 氏 名
 (法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名)
 生年月日
 電話番号

開設届出年月日		年 月 日
クリーニング所	名 称	
	所在地	
略		

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあっては、被承継人の戸籍謄本
- 2 合併又は分割による承継の場合にあっては、被承継人及び届出者の登記簿謄本
- 3 相続人が2人以上である場合において、届出者がその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにあっては、その全員の同意を証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第6号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
（設置） 第9条 事務所（以下「所」という。）を次のとおり置く。			（設置） 第9条 事務所（以下「所」という。）を次のとおり置く。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
鳥取県企業局 東部事務所	鳥取市	鳥取市、倉吉市、岩美郡、 八頭郡及び東伯郡	鳥取県企業局 東部事務所	鳥取市	鳥取市、倉吉市、岩美郡、 八頭郡、 <u>気高郡</u> 及び東伯郡
略			略		

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。